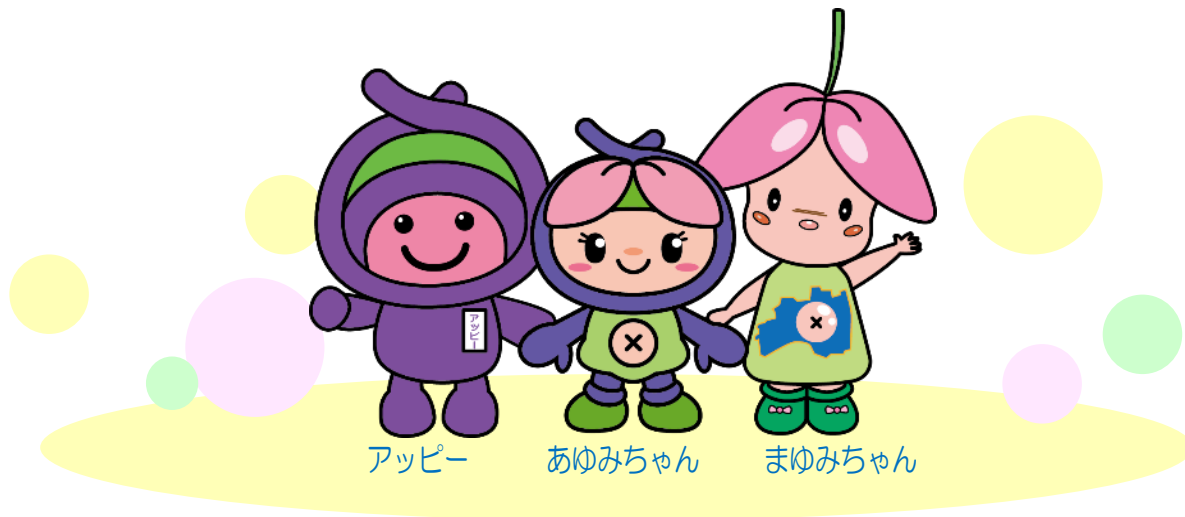


令和4年度 本宮市保育所に入所を希望する方へ



本宮市認可保育所一覧

区分	保育所名	住所	電話	定員	入所可能年齢	保育時間
公立	本宮第1保育所 【仮設園舎】	荒井字山神 23-1 【五百川幼保総合施設敷地内】	33-2446	108人	1歳児～5歳児	7:00 ～ 19:00
	たかぎ保育所	高木字大学 80-1	33-5131	128人	6ヶ月～5歳児	
	まゆみ保育所	本宮字反町 12-1	33-1611	128人	6ヶ月～5歳児	
	五百川幼保総合施設 (五百川おひさま幼保園)	荒井字山神 23-1	33-4370	166人	6ヶ月～3歳児	
	白沢保育所	糠沢字五味内 211	44-3117	71人	6ヶ月～3歳児	
私立	もとみや幼児の家保育園	仁井田字榊形 42-60	34-3640	39人	6ヶ月～5歳児	
	光明保育園	荒井字南ノ内 66-4	34-5888	45人	6ヶ月～5歳児	
	どんぐり保育園	本宮字小幡 14-5	33-5905	39人	6ヶ月～5歳児	



- ※1. 就労等の状況により、早朝保育及び延長保育を利用できます。
 ◆早朝保育 7:00～8:00 ◆延長保育 18:00～19:00
 ※2. クラス年齢は、令和4年4月2日現在での満年齢です。

○お問合せ先：本宮市役所 教育部 幼保学校課
 TEL 0243-24-5446

本宮市 保育所

検索

保育所は、保護者が「働いている」、「病気の状態にある」、「介護を行っている」などの理由で、家庭での保育が十分に行えない状態にある乳幼児を、保護者の委託を受けて保育を行う施設です。

1. 入所申込みできる方

入所対象は、**本宮市内に住所を有し、次の理由により家庭での保育が困難と認められる** 集団保育可能な小学校入学前の乳幼児です。（理由により保育実施期間に制限があります。）

また、**育児休業中の方については、令和4年4月中に育児休業期間が満了する方のみ申込みが可能です。** 令和4年5月以降に育児休業期間が満了する方は、途中入所申込み扱いとなり、育児休業期間満了予定の3か月前から別途入所申込みを受付いたします。

入所理由(保護者が・・・)	保育実施期間
就労のため(就労が内定している)	入所後に退職した際は、3か月以内に次の就労先が決定しない場合は、継続入所できません
妊娠中・出産のため	出産予定日の2か月前から出産後2か月後の月末まで
病気(疾病)のため	保護者の病気等が回復するまで
同居の父母または親族の看護(介護)のため	看護している病人が回復するまで
災害にあったため	災害の復旧に必要な期間
その他(ひとり親、就学、職業訓練 etc.)	その理由に応じて決定します。

- ※1 就労時間が1月あたり64時間未満の場合は就労認定されません。
- ※2 求職中の方の入所も受付いたしますが、申込状況によっては入所保留となる場合があります。また、入所しても入所後3か月以内に就労証明書等の提出が無い場合は退所となります。
- ※3 入所後、出産により育児休業を取得する場合は、家庭での保育が可能となるため原則出産後2か月後の月末に退所していただくようになります。

2. 入所受付会の日程

あらかじめ提出書類をご準備の上、下記受付日に**入所を希望されるお子さんと一緒にお越しください。**
 なお、1歳に満たない乳幼児の場合は、保護者のみで結構です。

日 程	【午前の部】9時30分～11時30分	【午後の部】1時30分～4時	受付場所
10月21日(木)	私立保育園 第1希望の人	公立保育所 第1希望の人	市役所 2階 第1・2・3会議室
10月22日(金)	公立保育所 第1希望の人	公立保育所 第1希望の人	

- ※1 混雑回避のため、第1希望の保育所により受付時間を分散します。**なお、第2希望以下は公立・私立を問いません。**
- ※2 **10月21日・22日にお申込みができない場合は随時受付となります。事前に第1希望の保育所へ電話連絡のうえ、申込書を提出願います。**（随時受付は、土日祝日は行いません）
- ※3 **一次申込期間（令和3年10月21日～令和3年11月30日）に申込みをいただいた場合は、令和4年1月下旬に結果通知を発送予定です。**
- ※4 **令和3年12月1日以降は、二次申込期間となります。結果通知は、令和4年2月中旬以降、随時発送予定です。**

■入所受付に関するお問合せは、本宮市役所 教育部 幼保学校課 まで！
 TEL 0243-24-5446

3. 提出書類

- 支給認定申請書兼入所・入園申込書（乳幼児1人につき1枚）
- 就労証明書 父 母 その他[_____]
- （乳幼児1人につき1枚提出です。兄弟姉妹で同時申込の場合はコピー代用可です）
- 妊娠中の場合は母子健康手帳の写（出産予定日が確認できる部分のコピー）
- 病気・障がいなどの場合は医師の診断書や障がい者手帳の写など。
- 令和4年4月までに本宮市に転入予定の方は、「新築住宅の工事請負契約書」、または、「借家賃貸借契約書」等の写（コピー）が必要です。
- 入所判定の必要書類として、指定の書類等をご提出いただく場合があります。
[_____]
- 本宮市へ転入された方は、保育料算定のため「住民税課税証明書等」の提出をお願いする場合があります。
- 入所申込書へは、各世帯員の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。そのため、申込書を提出に来た保護者様へは「個人番号カード」の提示をお願いします。「通知カード」の提示の場合は、本人確認のため免許証等の身分証明書の提示も併せてお願いします。
 - 個人番号カード
 - 通知カード 運転免許証等(写真付) その他[_____]

4. 保育料算定

- ① 保育料は市民税所得割額と入所児童の年齢等により算出します。また、同一世帯で同時に保育所・幼稚園に通っている場合などは保育料が軽減される場合があります。詳しくは、別紙「本宮市保育所保育料のご案内」をご覧ください。なお、入所内定された方への保育料のご案内は3月中旬を予定しています。
- ② 市民税所得割額は、入所児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の同住所の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市民税所得割額の合計額で算定します。
ただし、保育料の算定にあたっては、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等などの適用はありません。
- ③ 保育料は、年度途中の9月に算定基礎となる市民税所得割額の課税年度切り替えを行います。
 - ・市民税所得割額の切り替え区分は次のとおり
 - 令和4年4月分～8月分：令和3年度の市民税所得割額より算定
 - 令和4年9月分～翌年3月分：令和4年度の市民税所得割額より算定
- ④ 離婚や再婚等により世帯員の変更があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので速やかに各保育所または本宮市役所 教育部 幼保学校課まで届出ください。

※国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの子どもたちは、保育料が無料になります。ただし、副食費(月額4,500円)は引続き保護者負担となります。
また、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちも、保育料が無料になります。

5. 入所説明会

入所内定された方につきましては、2月中旬に入所説明会を開催予定です。日程等の詳細は、内定通知発送に併せてご案内します。

6. 土曜保育・延長保育

保護者様の勤務状況等により、土曜保育及び延長保育が利用できます。
別途、申込みが必要となりますが、詳細は入所説明会時にご相談ください。

土曜保育	保育料については、別紙「本宮市保育所保育料のご案内」を参照ください。
延長保育	午後6時～午後7時　　1人あたり月額2,500円 ※私立保育園は、延長保育料が異なります。

7. 給食について・・・

- ①3歳未満児・・・完全給食です。
- ②3歳以上児・・・主食(ごはん)はご家庭でご準備をお願いいたします。副食(おかず)及びおやつは給食となります。

8. 保護者会費等について・・・

○保育料・副食費のほかに、保護者会費等が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

本宮市の認可保育所

本宮市には、公立保育所（5カ所）と私立保育所（3カ所）の計8カ所の認可保育所があります。

市では、公立・私立の保育士を対象に、各種職員研修会等を開催し、さらなる保育の質の向上を目指し、安全・安心な保育環境の提供に努めております。

保護者の皆様方へは、入所希望保育所の選定をする際に、「施設見学」も受け付けておりますので、見学を機会に各施設の保育方針や特色などについて事前に確認することも可能ですので、お気軽に各施設へお問合せ願います。

重要なお知らせ

現在、「本宮第1保育所」は、五百川幼保総合施設敷地内の仮設園舎にて保育を実施していますが、令和4年度中に本宮字下台地内に新園舎が開所する予定です。それに伴い、新園舎開所前に本宮第1保育所に入所していたお子さんは年度途中で新園舎に移動することとなります。保護者の皆様には、ご不便をお掛けいたしますがご理解とご協力をお願いいたします。